

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報） 平成 19 事業年度」（平成 20 年 10 月 1 日付作成）

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 平成 19 事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 平成 19 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（平成 21 年 6 月 25 日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

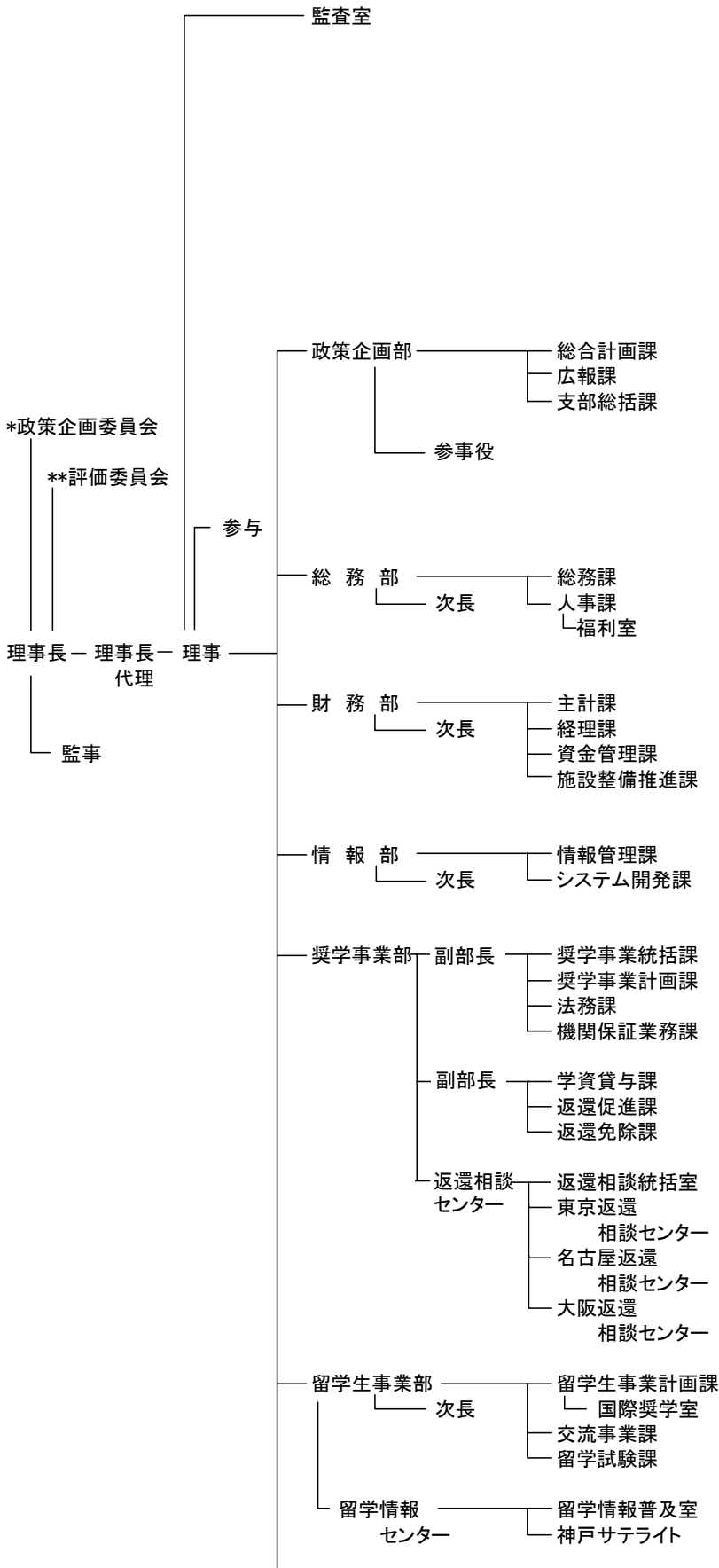
第1 法人の概況

2 沿革

年 月	事 項
平成 16 年 4 月	日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人及び国が実施してきた事業を整理・統合し、独立行政法人日本学生支援機構設立
平成 17 年 4 月	機関保証制度を導入
平成 19 年 4 月	法科大学院生や日本人学生の海外留学を対象とした奨学金の導入
平成 20 年 4 月	第一種奨学金の貸与月額の見直し
平成 21 年 4 月	第二種奨学金の新貸与月額創設
	第一種奨学金の貸与月額の改定
	第二種奨学金の入学時特別増額貸与奨学金制度の改定

3 事業の内容

(3) 組織及び所掌



機構の運営及び業務の実施に関する内部監査(業務監査, 会計監査, 奨学金に係る債権の自己査定に関する監査等), 監事が行う監査(以下「監事監査」という。)の補助(定期監査, 保有個人情報の保護及び管理に関する監査並びに情報セキュリティ監査等), 会計監査人候補の選定及び同監査人との連絡調整, 会計検査院との連絡調整, 外部監査に関する連絡調整(資金管理課の所掌に属するものを除く。), コンプライアンスの推進に関する業務, 個人情報保護に関する統括及び情報公開に関する業務の処理を分掌する。

機構の運営及び業務の実施に係る重要事項の企画立案に関する事, 中期計画及び年度計画に関する事, 評価分析に関する事, 業務方法書及び規程に関する事, 広報に関する事, 支部の総括に関する事並びに理事長が特に命じたことその他の機構の運営及び業務の実施に関する政策企画立案関係事務の処理を分掌する。

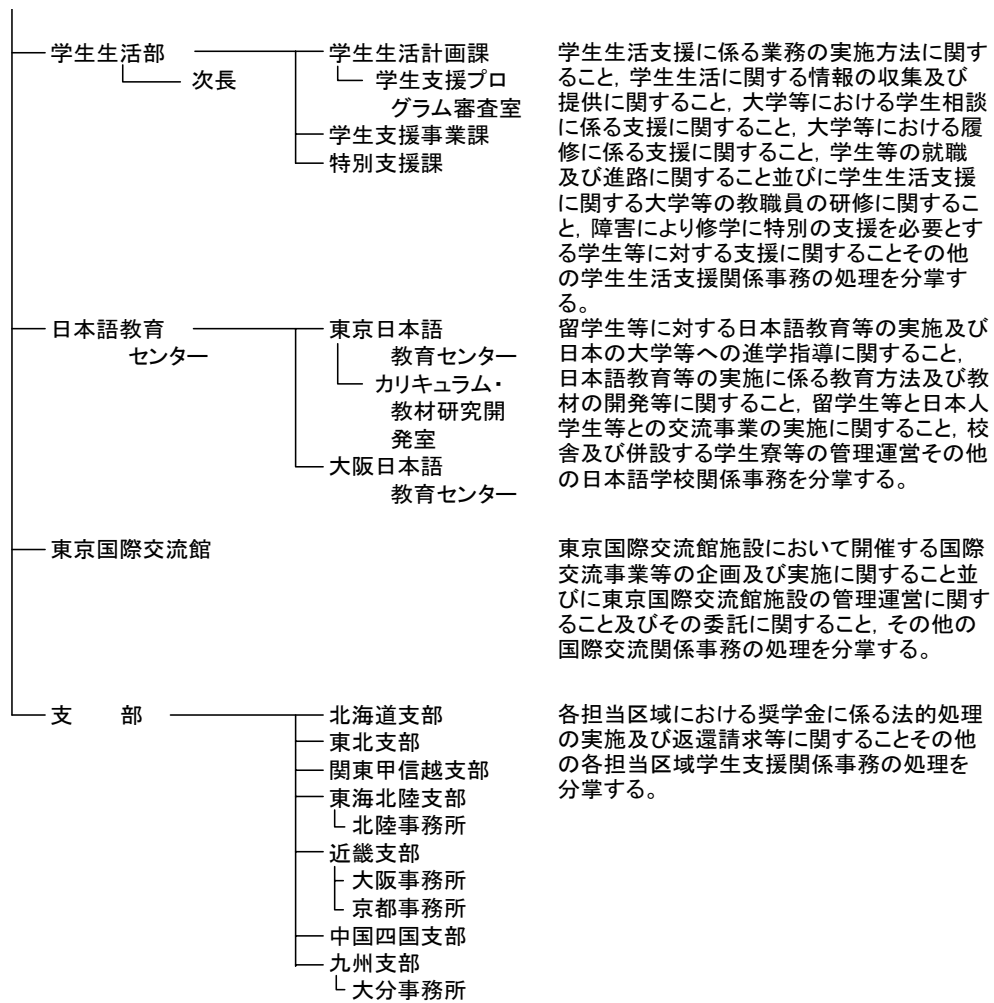
文書及び公印に関する事, 人事に関する事並びに職員の福利厚生に関する事その他の機構の管理運営に関する総務関係事務の処理を分掌する。

機構の予算及び決算に関する事, 取引及び経理に関する事, 日本学生支援債券に関する事その他の機構の財務関係事務並びに施設整備に関する事務の処理を分掌する。

決裁済み文書の保管及び整理に関する事及び電子計算機による事務処理に関する事その他の機構の情報関係事務の処理を分掌する。

奨学金の貸与及び回収に係る将来推計等に関する事, 債権管理に関する事, 機関保証に関する事, 予約採用に関する事, 在学採用に関する事, 奨学生の異動等に関する事, 返還請求に関する事, 返還免除に関する事並びに奨学金の返還等に係る相談その他の奨学金貸与と事業関係事務の処理を分掌する。

留学生支援に係る業務の実施方法に関する事, 留学生等に対する学資の支給等に関する事, 留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関する事, 日本留学試験に関する事並びに留学に関する情報の収集及び提供に関する事その他の留学生支援関係事務の処理を分掌する。



学生生活支援に係る業務の実施方法に関すること、学生生活に関する情報の収集及び提供に関すること、大学等における学生相談に係る支援に関すること、大学等における履修に係る支援に関すること、学生等の就職及び進路に関すること並びに学生生活支援に関する大学等の教職員の研修に関すること、障害により修学に特別の支援を必要とする学生等に対する支援に関することその他の学生生活支援関係事務の処理を分掌する。

留学生等に対する日本語教育等の実施及び日本の大学等への進学指導に関すること、日本語教育等の実施に係る教育方法及び教材の開発等に関すること、留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関すること、校舎及び併設する学生寮等の管理運営その他の日本語学校関係事務を分掌する。

東京国際交流館施設において開催する国際交流事業等の企画及び実施に関すること並びに東京国際交流館施設の管理運営に関すること及びその委託に関すること、その他の国際交流関係事務の処理を分掌する。

各担当区域における奨学金に係る法的処理の実施及び返還請求等に関することその他の各担当区域学生支援関係事務の処理を分掌する。

*政策企画委員会……………理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言する。

**評価委員会……………機構の管理運営及び業務の実績について必要な評価を行う。

(4) 事業の概要

【奨学金貸与事業】

① 奨学金の種類

第一種奨学金貸与月額（平成 21 年度 4 月入学の場合）

区 分			貸与月額（円）
大 学	国・公立	自 宅	30,000、45,000 から選択
		自宅外	30,000、51,000 から選択
	私 立	自 宅	30,000、54,000 から選択
		自宅外	30,000、64,000 から選択
短 大 専修（専門）	国・公立	自 宅	30,000、45,000 から選択
		自宅外	30,000、51,000 から選択
	私 立	自 宅	30,000、53,000 から選択
		自宅外	30,000、60,000 から選択
大学通信一面接授業期間			88,000
大学院	修士課程		50,000、88,000 から選択
	博士課程		80,000、122,000 から選択
高 専	国・公立	自 宅	10,000、21,000 (30,000、45,000) から選択
		自宅外	10,000、22,500 (30,000、51,000) から選択
	私 立	自 宅	10,000、32,000 (30,000、53,000) から選択
		自宅外	10,000、35,000 (30,000、60,000) から選択

（注）高専の（ ）内月額は、平成 21 年度入学者が 4 年次に進級したときに適用します。

第二種奨学金貸与月額（平成 21 年度 4 月入学の場合）

入学時の学生生活費の負担が大きいかを勘案し、入学時に 300,000 円を増額貸与する「入学時特別増額貸与奨学金制度」が、第二種奨学金として平成 15 年度に創設されました。平成 16 年度においては、さらに第一種奨学金貸与者にも同制度の適用が拡げられ、平成 19 年度においては計画 5 万人への貸与に対し、4.7 万人の実績となりました。

なお、平成 21 年度から、従前の貸与額 300,000 円のほかに、100,000 円、200,000 円、400,000 円及び 500,000 円の貸与額が設けられ、希望額の選択が可能となりました。

⑨ 奨学金の原資、貸与利率

（表 1）平成 18 年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金（元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間 3 年超 4 年以内）借入金利等推移表（平成 15 年 4 月以降）

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成 15 年 4 月	0.30%	0.3%	—
5 月	0.30%	0.3%	—
6 月	0.20%	0.2%	—
7 月	0.20%	0.2%	—
8 月	0.52%	0.5%	0.52%（第 4 回日本育英会債券）
9 月	0.40%	0.4%	—
10 月	1.00%	1.0%	—
11 月	0.60%	0.6%	—
12 月	0.73%	0.8%	0.70%（第 5 回日本育英会債券）
平成 16 年 1 月	0.70%	0.7%	—
2 月	0.60%	0.6%	—
3 月	0.53%	0.5%	0.64%（第 6 回日本育英会債券）
4 月	0.70%	0.7%	—
5 月	0.70%	0.7%	—

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
6月	0.70%	0.7%	—
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	—
9月	0.90%	0.9%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12月	0.70%	0.7%	—
平成17年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	—
9月	0.60%	0.6%	—
10月	0.60%	0.6%	—
11月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12月	0.90%	0.9%	—
平成18年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.50%	1.5%	—
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)
12月	1.30%	1.3%	—
平成19年1月	1.30%	1.3%	—
2月	1.03%	1.3%	0.90% (第9回日本学生支援債券)
3月	1.30%	1.3%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.30%	1.3%	—
7月	1.44%	1.5%	1.19% (第10回日本学生支援債券)
8月	1.50%	1.5%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.03%	1.3%	0.93% (第11回日本学生支援債券)
12月	1.10%	1.1%	—
平成20年1月	1.10%	1.1%	—
2月	0.86%	1.0%	0.69% (第12回日本学生支援債券)
3月	0.90%	0.9%	—
4月	0.90%	0.9%	—
5月	0.90%	0.9%	—
6月	1.20%	1.2%	—
7月	1.40%	1.4%	1.08% (第13回日本学生支援債券)
8月	1.30%	1.3%	—
9月	1.10%	1.1%	—
10月	1.10%	1.1%	—
11月	1.00%	1.0%	1.04% (第14回日本学生支援債券)
12月	0.93%	0.9%	—
平成21年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.80%	0.8%	0.78% (第15回日本学生支援債券)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
3月	0.90%	0.9%	—
4月	0.90%	0.9%	—
5月	0.90%	0.9%	—
6月	0.90%	0.9%	—

- (注) 1. 平成15年3月31日以前に入学し、かつ平成16年3月31日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。
2. 平成20年7月発行の第13回日本学生支援債券は、当該月の平成18年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。
3. 平成20年11月発行の第14回日本学生支援債券は、12月の平成18年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てています。
4. 平成21年2月発行の第15回日本学生支援債券は、当該月の平成18年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

(表3) 平成19年度以降の採用者で平成20年度に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成20年4月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成21年1月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%

- (注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等（期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし）による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利に対応しています。

[ご参考1] 「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%
第8回	平成18年11月6日	400億円	5年	年1.52%
第9回	平成19年2月5日	370億円	2年	年0.90%
第10回	平成19年7月5日	400億円	2年	年1.19%
第11回	平成19年11月6日	400億円	2年	年0.93%
第12回	平成20年2月6日	370億円	2年	年0.69%
第13回	平成20年7月9日	470億円	2年	年1.08%
第14回	平成20年11月28日	400億円	3年	年1.04%
第15回	平成21年2月6日	300億円	2年	年0.78%

日本育英会債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第1回	平成13年12月5日	100億円	10年	年1.59%
第2回	平成14年10月28日	360億円	5年	年0.50%
第3回	平成15年2月3日	200億円	5年	年0.44%
第4回	平成15年8月5日	300億円	5年	年0.52%
第5回	平成15年12月5日	260億円	5年	年0.70%
第6回	平成16年3月5日	50億円	5年	年0.64%

※ 平成21年6月25日現在、株式会社日本格付研究所（JCR）よりAA+、株式会社格付投資情報センター（R&I）よりAAの格付けを取得しています。

[ご参考2] 民間金融機関からの借入の状況

平成19年度

短期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
平成19年4月23日	23,842	0.66417	平成19年5月14日	平成19年8月8日
平成19年5月22日	20,210	0.69500	平成19年6月7日	平成19年9月7日
平成19年7月23日	40,860	0.79917	平成19年8月8日	平成19年11月7日
平成19年8月22日	45,952	0.90250	平成19年9月7日	平成19年12月7日
平成19年9月19日	14,178	0.90917	平成19年10月9日	平成20年1月9日
平成19年10月22日	40,860	0.91000	平成19年11月7日	平成20年2月6日
平成19年11月20日	45,952	0.93250	平成19年12月7日	平成20年3月7日
平成19年12月17日	14,178	0.81667	平成20年1月9日	平成20年3月7日
平成20年1月21日	40,860	0.68583	平成20年2月6日	平成20年3月7日

長期借入金 (3ヶ月ごとの金利見直し)

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	利払 (満期) 日
平成20年2月20日	58,592	0.91417	平成20年3月7日	平成20年6月6日
二	二	0.90333	二	平成20年9月5日
二	二	0.91083	二	平成20年12月5日
二	二	0.95417	二	平成21年3月9日

平成 20 年度

短期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
平成 20 年 4 月 23 日	49,486	0.89083	平成 20 年 5 月 14 日	平成 20 年 8 月 7 日
平成 20 年 5 月 22 日	49,821	0.90333	平成 20 年 6 月 9 日	平成 20 年 9 月 9 日
平成 20 年 7 月 22 日	85,657	0.90333	平成 20 年 8 月 7 日	平成 20 年 11 月 7 日
平成 20 年 8 月 22 日	92,809	0.90083	平成 20 年 9 月 9 日	平成 20 年 12 月 9 日
平成 20 年 9 月 19 日	38,898	0.92750	平成 20 年 10 月 8 日	平成 21 年 1 月 7 日
<u>平成 20 年 10 月 21 日</u>	<u>85,657</u>	<u>0.85750</u>	<u>平成 20 年 11 月 7 日</u>	<u>平成 21 年 2 月 6 日</u>
<u>平成 20 年 11 月 20 日</u>	<u>92,230</u>	<u>1.04917</u>	<u>平成 20 年 12 月 9 日</u>	<u>平成 21 年 3 月 9 日</u>
平成 20 年 12 月 16 日	76,035	0.89667	平成 21 年 1 月 7 日	平成 21 年 3 月 9 日

長期借入金 (3ヶ月ごとの金利見直し)

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	利払 (満期) 日
<u>平成 21 年 1 月 21 日</u>	<u>87,000</u>	<u>1.09083</u>	<u>平成 21 年 2 月 6 日</u>	<u>平成 21 年 5 月 1 日</u>
—	—	<u>0.96909</u>	—	<u>平成 21 年 8 月 6 日</u>
—	—	未定	—	<u>平成 21 年 11 月 6 日</u>
—	—	未定	—	<u>平成 22 年 2 月 8 日</u>
<u>平成 21 年 2 月 19 日</u>	<u>67,908</u>	<u>0.98750</u>	<u>平成 21 年 3 月 9 日</u>	<u>平成 21 年 6 月 9 日</u>
—	—	未定	—	<u>平成 21 年 9 月 9 日</u>
—	—	未定	—	<u>平成 21 年 12 月 9 日</u>
—	—	未定	—	<u>平成 22 年 3 月 9 日</u>

平成 21 年度

短期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
<u>平成 21 年 4 月 21 日</u>	<u>55,394</u>	<u>0.77818</u>	<u>平成 21 年 5 月 13 日</u>	<u>平成 21 年 8 月 7 日</u>
<u>平成 21 年 5 月 22 日</u>	<u>68,270</u>	<u>0.72364</u>	<u>平成 21 年 6 月 9 日</u>	<u>平成 21 年 9 月 9 日</u>

(5) 中期目標・中期計画・年度計画について

① 中期目標

独立行政法人通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において本機構が達成すべき業務運営に関する目標 (中期目標) を定め、これを本機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。また文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。本機構については、平成 21 年 4 月から平成 26 年 3 月までの中期目標が新たに指示されました。

② 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画 (中期計画) を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。また文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。本機構については、平成 21 年 4 月から平成 26 年 3 月までの中期目標に基づく中期計画を新たに定めました。

(7) 平成 21 年度予算について (概要)

○総予算額 1,032,709 百万円 (50,232 百万円増)

(収 入)

一般会計	151,450 百万円 (506 百万円減)
うち、運営費交付金	18,282 百万円 (1,007 百万円減)
返還充当金等	265,938 百万円 (10,186 百万円増)
財政融資資金	494,200 百万円 (40,100 百万円増)
財投機関債	117,000 百万円 (増減なし)
自己収入	4,121 百万円 (452 百万円増)

(支 出)

1. 日本人学生への奨学金貸与事業 1,013,550 百万円 (50,643 百万円増)

●無利子貸与事業 250,169 百万円 (56 百万円増)

・34 万 4 千人 (3 千人増) <大学・大学院等分>

(5 千人増) <新たな貸与月額の創設 (大学等 3 万円、修士 5 万円、博士 8 万円、
高専 (1~3 年生) 1 万円) >

(1 千人減) <高等学校等奨学金事業の都道府県移管分>

●有利子貸与事業 697,323 百万円 (46,107 百万円増)

・80 万 4 千人 (5 万 4 千人増)

(5 千人減) <新たな入学時増額貸与額の創設 (10~50 万円の 10 万円単位)>

●育英資金返還免除等補助金・利子補給金 32,454 百万円 (5,171 百万円増)

●高等学校等奨学金事業交付金 28,092 百万円 (1,047 百万円増)

○奨学金貸与事業に係る経費 5,512 百万円 (357 百万円増)

返還金回収強化経費 (内数) 877 百万円 (368 百万円増)

初期延滞債権等に係る回収業務委託

法的措置の早期化及び延滞者全員に対する実施

コールセンターの開設 等

参考) ●学生の貸与手続き迅速化のための

奨学金の電算システムの改善 903 百万円 (20 年度 2 次補正予算案)

2. 留学生支援事業 12,762 百万円 (357 百万円減)

○私費外国人留学生等学習奨励費給付事業 7,891 百万円 (193 百万円減)

大学等 (留学生) H20 : 11,410 人⇒H21 : 11,770 人 (360 人増)

日本語教育機関 (就学生) H20 : 690 人⇒H21 : 700 人 (10 人増)

●留学交流支援制度【補助金】 2,269 百万円 (501 百万円増)

短期外国人留学生支援制度を発展的見直し

短期受入れ H20 : 1,800 人 ⇒ H21 : 1,800 人 (前年同)

短期派遣 H20 : 730 人 ⇒ H21 : 740 人 (10 人増)

長期派遣 H21 : 50 人 (新規)

○短期留学推進制度 (派遣) 一百万円 (526 百万円減)

留学交流支援制度へ移行

○留学生交流推進事業 2,603 百万円 (152 百万円増)

日本留学情報発信機能等の充実

先導的留学生交流プログラム支援制度

留学生に対する学資金支給経費

留学生宿舍等の設置及び運営

日本留学試験の実施

留学生に対する日本語教育

留学生宿舍設置者に対する助成金支給

外国人留学生のための就職支援 等

○前年度限りの経費 (医療費補助・国際交流会館等改修工事) 一百万円 (291 百万円減)

参考) ●国際交流会館の改修に要する経費 116 百万円 (20 年度 1 次補正)

3. 学生生活支援事業 101 百万円 (16 百万円増)

○学生支援業務関連研修及び情報等収集提供事業 71 百万円 (5 百万円増)

○学生の修学環境整備のための調査研究 29 百万円 (11 百万円増)

4. その他 6,296 百万円 (70 百万円減)

人件費・一般管理費

(注) ●は、運営費交付金対象外予算、() 内は各事業における対前年度増減です。

第2 事業の状況

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 奨学金の回収状況について

返還金の回収促進にかかる中期計画及び平成 21 年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画 (平成 21 年度)
リレー口座への加入促進	<p>< 中期計画 > 返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座 (口座振替) 加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で 95% 以上、全体で 80% 以上とする。</p> <p>< 年度計画 > 平成 22 年 3 月満期者から、リレー口座加入時期について更なる早期化を図り、12 月末とする。また、リレー口座加入率については、新規返還開始者で 95% 以上、全体で 80% 以上とする。</p>
督促の集中的実施	<p>< 中期計画 > 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。</p> <p>< 年度計画 > 一部入金があった者等を除き、原則として延滞 4 ヶ月から 8 ヶ月までの初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するための準備を進め、実施する。</p>

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 21 年度）
<u>法的処理の実施</u>	<p>< 中期計画 > <u>延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。</u></p> <p>< 年度計画 > <u>一部入金があった者等を除き、原則として延滞 9 ヶ月以上の者に対して法的処理を行うための準備を進める。また、中・長期延滞債権についても計画的に法的処理を行う。</u></p>
<u>延滞者の実態調査</u>	<p>< 中期計画 > <u>延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</u></p> <p>< 年度計画 > <u>延滞者の実態調査については、回収強化施策への効果的な反映に資するため、有効回答率向上のための工夫を行うとともに、設問内容について検討のうえ実施し、その結果について分析を行う。</u></p>
<u>住所調査の徹底</u>	<p>< 中期計画 > <u>無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。</u></p> <p>< 年度計画 > <u>無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図るため、住所調査の迅速化のための準備を行い、実施する。</u></p>
<u>個人信用情報機関の活用</u>	<p>< 中期計画 > <u>延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用する。</u></p> <p>< 年度計画 > <u>延滞者の延滞情報の登録に備え、個人信用情報機関との情報伝達システムの構築を行う。</u></p>
<u>コールセンターの開設</u>	<p>< 中期計画 > <u>返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</u></p> <p>< 年度計画 > <u>返還相談体制強化のため、新たに民間委託によるコールセンターを設置し、応答状況の改善を図る。</u></p>

第4 法人の状況

2 役員状況

役職	氏名	任期	経歴
理事長	梶山 千里	平成 20 年 11 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	昭和 44 年 6 月アメリカ合衆国マサチューセッツ大学博士研究員 昭和 45 年 8 月九州大学工学部助手 昭和 50 年 10 月九州大学工学部助教授 昭和 59 年 11 月九州大学工学部教授 平成 12 年 4 月九州大学大学院工学研究院教授 " 九州大学大学院工学研究院長、工学府長（併任）、 工学部長（併任） 平成 13 年 11 月 九州大学総長 " 九州大学医療技術短期大学部学長（併任） 平成 16 年 4 月国立大学法人九州大学総長 平成 20 年 11 月本機構理事長
理事長代理 理事	矢野 重典	平成 20 年 11 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日 (理事長代理) 平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日 (理事)	昭和 46 年 4 月文部省採用 平成 11 年 7 月文部省教育助成局長 平成 13 年 1 月文部科学省初等中等教育局長 平成 15 年 7 月文部科学審議官 平成 16 年 7 月国立教育政策研究所長 平成 19 年 4 月本機構理事 平成 20 年 4 月再任 平成 20 年 11 月本機構理事長代理
理事	尾山 眞之助	平成 20 年 7 月 11 日～ 平成 22 年 3 月 31 日	昭和 53 年 4 月文部省採用 平成 17 年 4 月国立教育政策研究所次長 平成 18 年 7 月大臣官房審議官 平成 19 年 1 月文化庁文化部長 平成 20 年 7 月本機構理事
理事	簗島 則和	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日	昭和 43 年 3 月日本生命保険相互会社入社 昭和 63 年 7 月(株)ニッセイ基礎研究所出向、金融研究部長 平成 10 年 3 月ニッセイ投資顧問(現ニッセイアセットマネジメント(株)) 出向、取締役 平成 13 年 3 月同社常務取締役 平成 15 年 6 月同社常任監査役 平成 18 年 7 月本機構理事 平成 20 年 4 月再任
理事	大貫 賢一	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日	昭和 42 年 4 月日本育英会採用 平成 15 年 4 月日本育英会総務部長 平成 16 年 4 月本機構総務部長 平成 18 年 1 月本機構参与（兼）支部総括室長 平成 19 年 1 月本機構理事 平成 20 年 4 月再任
監事	佐藤 正行	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日	昭和 52 年 4 月学校法人慶応義塾採用 平成 17 年 11 月慶応義塾大学学生総合センター事務次長 平成 19 年 3 月慶応義塾塾監局参事 平成 19 年 4 月本機構監事 平成 20 年 4 月再任
監事 (非常勤)	中野 陽一	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日	昭和 49 年 11 月新和監査法人(現あずさ監査法人)採用 平成 元年 12 月中野公認会計士事務所開設 平成 16 年 4 月本機構監事 平成 18 年 4 月再任 平成 20 年 4 月再任